令和7年度成学援助のお知ら世(小・中学校)

はまだし けいざいてき りゅう おこまり かた きゅうしょくひ がくようひんひ ひょう いちぶ えんじょ 浜田市では、経済的な理由でお困りの方に、給食費や学用品費などの費用の一部を援助しています。

対象となる方

以下の要件をすべて満たしている世帯

- ① 浜田市に住所を有し、公立の小中学校に通学するお子さまがいる世帯
- ② 浜田市外に住所を有し、浜田市立の小中学校に通学するお子さまがいる世帯
- ③ 就学援助の要件に該当する世帯

「就学援助の要件」とは?

- 生活保護が停止または廃止になった
- 児童扶養手当を受給している(ひとり親世帯)
- 世帯全員の市民税が非課税または減免である
- 生活福祉資金の貸付けを受けている
- 世帯全員の国民年金掛金が免除、減免または徴収の猶予をされている
- 保護者の死亡・離別・失業などで経済的に不安定な状況にある
- 上記には当てはまらないが、世帯全員の収入が少なく、生活が苦しい など

にんていきじゅんがく めやす 認定基準額の目安

所得とは、総収入金額ではなく、年間収入金額から所得控除等必要経費を差し引いた額です。

世帯構成 (例)	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
	(父または母、	(父、母、子 人)	(父、母、子2人)	(父、母、子3人)	(父、母、子 3 人、
	子1人)				祖母)
所得額	255 万円	268 万円	317万円	356 万円	410 万円
	程度以下	程度以下	程度以下	程度以下	程度以下

※家族の構成・人数・年齢等によって違いますので、基準の目安を超える所得がある方も対象となる場合があります。

しんせいほうほう 申請方法

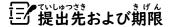
ひつようしょるい 必要書類

じゅんようほ ご じどうせいとにんていしんせいしょおよびいにんじょう 準要保護児童生徒認定申請書及び委任状

□ 振込先口座の通帳の写し

□ 令和7年度所得課税証明書 ※<u>令和7年Ⅰ月Ⅰ日時点で浜田市に住所がない方のみ</u>

※令和7年1月1日にお住いの市町村で、16歳以上の世帯全員分の交付を受けてください。



ざいせきさき しょうちゅうがっこう がっこう してい ひ しょるい ていしゅっ 在籍先の小中学校へ学校で指定された日までに書類を提出

(浜田市内の小中学校両方にお子様がおられる場合は、申請書類を小学校へ提出すると、 同時に中学校の手続きも完了になります。)

※年度途中で認定を受ける場合は年間を通して受付(遡っての認定はできません)



しきゅうひもく きんがく **支給費目と金額** (参考:令和6年度 年間支給額)

学年	小学校		中学校	
援助内容	l 年生	2~6年生	l 年生	2·3年生
学用品費等	11,630円	13,900円	22,730 円	25,000円
新入学児童生徒学用品費 (4/1 認定の1年生のみ)	54,060 円		63,000 円	
宿泊なし校外活動費	1,600 円まで		2,310 円まで	
宿泊あり校外活動費	3,690 円まで		6,210 円まで	
修学旅行費	実費		実費	
学校給食費	実費		実費	
日本スポーツ振興センター掛金	掛金免除		掛金免除	
体育実技用具費			7,650 円	
(中学1年生で柔道着を購入の方)			まで	
遠距離通学費	実費(片道4km以上)		実費(片道6km以上)	
(公共交通機関の利用者)	※校区外・区域外通学者は対象外		※校区外・区域外通学者は対象外	
医療費 (学校の健康診断で見つかった虫歯等)	実費		実費	

- ※ 区域外就学許可を受けている方の支給費目は、以下のとおりとなります。
- (1)市内在住で市外小中学校へ通学
 - ▽ 学用品費、新入学学用品費、宿泊なし・あり校外活動費、修学旅行費、体育実技用具費
- (2)市外在住で市内小中学校へ通学
 - ▷ 給食費、医療費

ちゅういじこう 注意事項



現在、就学援助を受けておられる方や、| 月に「新入学学用品費(入学前支給)」の申請書をでいしゅつ かた あらた しんせい **提出された方も新たに申請が必要です。**

お問い合わせ先 公

ざいせきさき がっこう 在籍先の学校または 浜田市教育委員会

はまだしがっこうきょういくか じどうせいとしえんがかり 浜田市学校教育課 児童生徒支援係 TEL 0855-25-9711 〒697-8501 浜田市殿町 | 番地 浜田市役所比分庁舎 | 階